

第3章 室木家の概要

第1節 能登天領と鹿島郡外村

1. 土方領から幕府領へ

旧室木家住宅が所在する七尾市中島町西岸地区の外地内は、近世において能登天領（徳川幕府領）62ヶ村の内に属していたが、その成立から解体に至る過程には、幾多の歴史的要因があった。

慶長10年（1605）、加賀2代藩主前田利長は、従兄弟の土方雄久の所領であった越中新川郡布市周辺1万石と能登国四郡に散在する加賀藩領61ヶ村1万石の地を交換し、ここに能登土方領1万石（実高1万3千石）が成立し、鹿島郡の山崎村（現七尾市山崎町）に領地支配の陣屋が置かれた。

その中の鹿島郡20ヶ村の内に外村が含まれており、江戸時代前期の正保2年（1645）の能州土方河内守知行所高物成之帳⁽¹⁾によれば、外村の村高は200石8斗1升2合で、田地8町9反2畝16歩、畠地4町4反6畝6歩とあり、村高に対する税率は4ツ8分（48%）で、年貢定納高は96石3斗8升9号8夕とされていた。また、この頃の同村の土地・海辺の状況については、西側は柴山・はえ山で、東側は内海（七尾北湾）に面した塩害の及ぶ所とされ、「荒磯にて獵船のほか着申さず」とみえている。

土方氏の能登の所領支配は、近世前期に79年間続いたが、4代雄隆の代に、嗣子をめぐって御家騒動が起こり、このため貞享元年（1684）に至り、能登の土方領は幕府に没収された。その結果、旧土方領は、徳川幕府の直轄領になり、ここに能登に天領（幕府領）が誕生し、やがて鹿島郡の下村（現七尾市下町）に幕府代官の出張陣屋が設けられた。

しかしその後、元禄2年（1689）から同8年（1695）の間、能登天領の内の外村を含む49ヶ村が、鳥居忠英領になり、同11年（1698）

から同13年（1700）には、46ヶ村が水野勝永領となり、一時期短期間、天領を離れ、譜代の小大名領になったこともあったが、元禄13年（1700）には、再び天領に復帰することになった。

このため、能登国では、その後、過剰な天領民としての優越意識を高める天領村と加賀藩領村の間で、しばしば確執がみられる弊害が生じた。そうした状況の中で、享保7年（1722）6月、鳳至郡の天領黒島村と藩領鹿磯村の海境争論で、幕府評定所が鹿磯村の勝訴を認めた事件を契機に、幕府は、能登天領61ヶ村13,573石余の支配を、加賀藩に管理委託する加賀藩の「御預地」とした。しかし、天領の村民たちは、それによって加賀藩の支配を受けるようになったとはいえ、あくまでも自分たちは幕府から藩に預けられた存在であるとの意識が強く、天領民としての矜持を失うことはなかった。



図3-1 能登土方領分布図(『新修七尾市史15通史編Ⅱ』)

2. 加賀藩御預地の時代

加賀藩の支配をうけることになった能登天領の支配機構は、金沢の加賀藩の御算用場の内に御預所役所が設けられ、御預所奉行は藩の御算用場奉行が兼務し、その下で御預地方御用の役人が実務にあたった。また、現地役所として、鹿島郡の府中村（現七尾市市役所付近）に陣屋が置かれ、そこには算用者・足軽・小者が詰めており、他に江戸幕府の勘定所との連絡機関として、江戸の加賀藩邸内に、江戸役所が置かれた。

さらに、年貢については、従来の米納・銀納に変えて、幕府へ金子で納めるよう定められた。徴税の方法は、加賀藩領と同じ定免制（豊凶に係わらず一定税率）ではなく、天領時代以来の毎年の豊凶によって税率が増減する検見法が採られていたため、藩領に比べ総体的に税率が低く、支配上の統制も、御預地への加賀藩の遠慮も手伝って、少し緩かった。しかし、天保10年（1839）に至り、藩と幕府の政策変化によって、御預地方役所が廃止され、能登の天領村は、藩の能州郡奉行や改作奉行の配下に置かれることになり、大庄屋格の取次役庄屋4名が設けられた。その後、幕末期には、天領村の年貢は、検見制から定免制金納となり、文久2年（1862）には、御預地の支配を担ってきた府中村御役所が廃止され、鳳至郡の大町村（現穴水町大町）に、新たに役所が移転した。

こうした江戸中・後期における加賀藩御預地支配の状況の下で、能登の天領村においては、支配の比較的緩やかさから生じた余剰分を元手に経済活動を行い、財を成す者もいた。従って能登天領の内では、比較的小規模な村落である外村においても、江戸後期になって、村高の約3分1にあたる76石1斗7升6合余の持高を有し、周辺村落の田畠をも集積して、村の庄屋の地位を得た上、隣村の天領田岸村の庄屋をも兼帯した助左衛門家（室木家）を輩出したのは、その例であった。

加賀藩では、御預地となった能登の天領村に対する権限の拡大をはかる上から、御預所役所の御触の伝達や願・届出などは、加賀藩の郷村支配を担う十村の裁許を経ることにした。このとき外村は、周辺西岸地区の天領である横見・田岸・深浦・瀬嵐4ヶ村を含む15ヶ村と共に、鳳至郡走出村の十村甚四郎の裁許となった。

しかし、「天下百姓」を自負する天領民は、藩領民と同等の扱いを受けることを嫌い、宝暦11年（1761）の幕府巡見上使の能登廻国の際に、十村裁許の反対を嘆願し、翌12年（1762）にこれを廃止させた。その結果、御預所の村々は、地域毎に8組に組織化され、藩の御預所役所の直支配となった。このとき外村は、周辺4ヶ村に鹿島郡谷内・別所両村と鳳至郡鹿島村を加えた、瀬嵐組8ヶ村の内に属することになった。

また、能登天領には、外村と周辺4ヶ村を含め、土方領時代から加賀藩領との相給（入会）地が8ヶ村あったが、天明6年（1786）には、藩領村と御預所村（天領）の入れ替え（支配地の交換）が行われ、これによって同一村内における支配違いの入会体制の解消がはかられた。

外村は、土方領時代以来それまで、村高205石5斗8升2号5夕の天領地（御預地）と村高33石の加賀藩領地が併存する相給村となっていたが、外村の藩領地には百姓は存在せず、村内の田地にも区別はなく、藩領分の村高の年貢等については、天領村民から加賀藩に納付されていた。

表3-1 明治4年 外村周辺（旧鹿島郡中島町地域）の天領村々戸口等一覧（『中島町史 資料編下巻』）

	反	別	此	高	社	寺	家	口	男	女	馬	牛
瀬嵐村	13.2	4.08	4.0	198.6420	三島明神	人麿明神	80	492	249	243	15	—
谷内村	25.7	3.10	0.0	386.0000	白山・稲荷	日枝・藏明神	28	180	91	89	20	—
別所村	13.7	7.25	8.0	206.6790	白山		26	216	97	119	28	3
深浦村	3.7	0.16	5.0	55.5825	八幡		30	200	89	111	8	—
外村	16.0	8.23	6.8	241.3184	加茂大明神	神明・薬師堂	33	185	90	95	22	—
田岸村	2.6	7.02	3.0	40.6300	天満宮	東末 常光寺	17	113	52	61	5	—
横見村	2.5	0.28	0.0	37.6400	八幡		10	81	38	43	3	—
計	77.7	2.24	6.8	1164.4919			224	1467	706	761	101	3

3. 御預地外村の負担と構成

天明8年(1788)の外村の村明細帳⁽²⁾によれば、外村の村高は233石8斗1升2合とみえ、石盛(田島1段歩の収穫率)は1石5斗で、田島の反別15町5反8畝64歩4分とあり、他に新田高5石1斗3升6合4勺があったとされている。また、同村の小物成には、山手・船役・肴網役・口米・夫米・高役・棟役・獵師鉄砲運上・歩入・夫銀・串海鼠・御伝馬役入用が知られ、その総計は、米8石1斗8合、銭3貫497文2分であった。

このほか村内では、松・栗・櫟などが生えた15ヶ所、5町歩程の百姓持山があり、畠地には、麦・稗・粟・大豆・小豆などが植えられていた。村の産土社は、加茂大明神と神明社の2社で、他に薬師堂があり、農閑稼ぎには、男は冬や春に芝刈りや薪作りを行っており、村には、以前に2人乗りの船が3艘あったが、今は無いとある。村役人の庄屋給は2石5斗が支給されたが、組頭には家懸り人足が免除されただけで給米はなく、定使・夜番は家別に交代で勤めていた。村の家数は31軒で、内訳は、百姓24軒、水飲7軒とされ、人口は155人(男94人、女61人)で、他に馬20疋と牛9疋がいた。また、安政6年(1859)の外村持高質入高等書上帳⁽³⁾によれば、村内百姓24軒の持高の内訳は、庄屋助左衛門(室木家)の76石余を筆頭に、24石余の勘左衛門がそれに次ぎ、10石台の百姓が3名、5石以上10石未満6名、1石以上5石未満が7名、1石未満が6名とあり、村内における突出した助左衛門家の地位の高さが窺われる。

外村の免(税率)は、天領では検見法に拠るため毎年変動したが、本田は4ッ3分(43%)程で、新田は2ッ(20%)程の場合が多く、天領村の中では平均的であった。小物成の串海鼠役は、代銀6匁4分を上納していたが、近年はその生産を行っていないとある。しかし、文政2年(1819)には、鹿島郡所口町の藩御用の串海鼠問屋塩屋清五郎から、外村の庄屋・組頭が連判して煎海鼠漁業のための仕入銀を借用

し、生産した煎海鼠は、塩屋に一手に売渡すことを約束しているのも知られた。

このほか海に面した外村では、強い風雨によって海岸近くの田地在、しばしば波崩れの被害などを受けており、その都度不作による引高(耕作不能地の税免除)や引免(税率引き下げ)を願い出ることが多かった。

表3-2 天明8年以降 外村家数人数変遷表
(『中島町史 資料編下巻』)

	家数	人数	男	女	出生	転入	転出	死亡
天明 8 (1788)	31	155	94	61				
享和 3 (1803)	28	173	95	78	8	2	16	8
文化 6 (1809)	29	176	93	83	7	5	10	5
文化14 (1817)	29	213	111	102	10	2	9	5
文政 6 (1823)	30	231	123	108	5	—	4	3
文政11 (1828)	30	245	119	126	6	—	9	6
文政12 (1829)	30	252	126	126	9	—	8	3
文政13 (1830)	30	253	123	130	5	4	8	3
天保 2 (1831)	31	253	124	129	8	4	8	10
天保 4 (1833)	◇ 32	254	132	122	5	5	12	3
天保 8 (1837)	—	(247)	125	122	—	—	—	—
天保 9 (1838)	33	247	125	122	—	—	—	—



写真3-1 七尾市中島町外地域

註

(1) 金沢市近世史料館加越能文庫所蔵(『新修七尾市史4・村方編』所収)

(2) 室木彌次郎家文書(『石川県中島町史・資料編』所収)

(3) 室木彌次郎家文書(『石川県中島町史・資料編』所収)

[参考文献]

『中島町史 通史編』第3章第5節(平成8年刊)

『新修七尾市史 15 通史編Ⅱ近世』第3章第2節(平成24年刊)

田川捷一著『加賀藩と能登天領の研究』(北國新聞社、平成29年刊)

第2節 室木家の歴史

1. 助左衛門の庄屋就任

近世の室木家は、助左衛門と称し、幕府領鹿島郡外村の草分け百姓3家の一つと伝える⁽¹⁾。幕末には、既に室木氏を名乗るも⁽²⁾、同家文書に系譜等が存せず、彌八郎以前の歴代の確定を困難にしている。以下の記述は、歴代の事蹟ではなく、助左衛門家の動きとなる。

江戸後期には、同家の活動があきらかとなってくる。助左衛門は、天明4年(1784)までに外村庄屋となり⁽³⁾、文化4年(1807)に交代した⁽⁴⁾。これによって、家格の安定化をもたらしたことであろう。

この間、文化2年(1805)8月12日に、東本願寺20代達如より、手次寺の土川村忍性寺を通して、御内仏の本尊として、これまでの絵像に替えて、木仏の安置が許可された。願主は法名道順・値誓・道故で、俗名は明らかではないが、当主助左衛門は、このうちの一人であろう。この内容を染筆した達如の裏書⁽⁵⁾は、のちに軸装され木仏の背後に奉懸された。

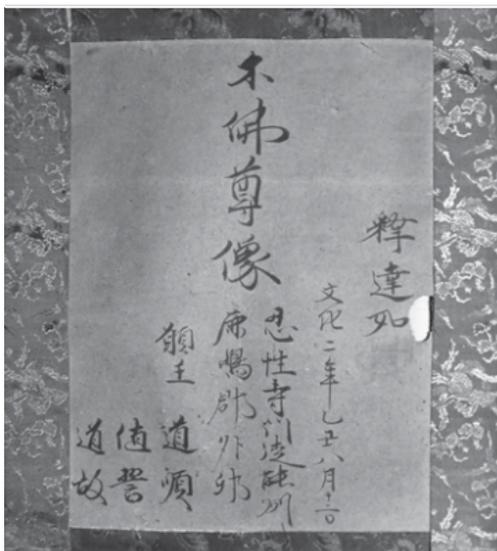


図3-2 木仏裏書

ついで協懸の一つに、礼盤の上に「和朝親鸞聖人」を達如が染筆した無図の御影⁽⁶⁾を

授与されている。なお、「蓮如上人」の無図の御影⁽⁷⁾は、東本願寺21代巖如の染筆になるものである。

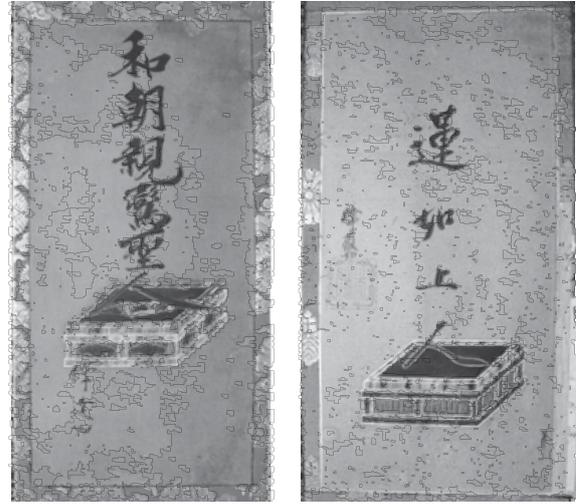


図3-3 親鸞聖人無図御影(左) 図3-4 蓮如上人無図御影(右)

門徒における本尊の木仏化は、江戸時代初期からみられるが、この地域では19世紀に顕著となるようである。たとえば中島村今本屋左助は、文政13年(1830)木仏を得ている⁽⁸⁾。これを経済力の増した門徒の動きととらえることができよう。

木仏許可に当たっては、同家出身の学僧の影響も考えられよう。助左衛門家の二男である霊城は、同家の手次寺である土川村忍性寺養弟として東本願寺の高倉学寮に入り、講師香月院深励に学び、在寮の学生首座である寮司となった。天保13年(1842)羽咋郡内で日蓮宗徒と問答を繰り広げるなどの活動がみられ、明治元年(1868)80歳で没した⁽⁹⁾。なお、同26年(1893)二等学師を贈られた⁽¹⁰⁾。霊城の就学には、実家の援助があり、長子霊空の加賀国寺井称仏寺入寺にも関係していよう。ここに助左衛門家の仏教界との関係を知ることができ、霊城の実家として家名を称揚することとなったのである。



写真3-2 霊城墓石

2. 助左衛門家の経営

助左衛門の動きを支えたのは、懸作高や質入高の集積である。外村は、幕領（御預所）であったことから、周辺の藩領村に貸付を行っていた。天保6年（1835）に藩領上畠村より切出しの60石を懸作として引請けている⁽¹¹⁾。助左衛門は同7年（1836）には、親類である庄屋勘右衛門の借財により質入高を支配した⁽¹²⁾。さらに同8年（1837）、藩領の上町村等の田畑467石余を懸作高として支配することになった。同13年（1842）に加賀藩は、五カ年賦で返すことを求めてきたため紛糾、慶応2年（1866）にいたっても続いた⁽¹³⁾。背景には、外村が幕領であったことが有利にはたっていた点も指摘しなければならない。

これら財力によるさらなる富の集積は、すでに文政10年（1827）には酒造⁽¹⁴⁾にも及んでいた。

また、海運業にも参入しており、中島村御蔵米を扱っていた。天保15年（1844）2月に

同御蔵米積入れの際に、大風によって助左衛門の持船が大破している⁽¹⁵⁾。同じ持船と推定されるが、輪島の船宿宮野屋に出入した。地廻りだけではなく外海へも進出、宝寿丸が弘化2年（1845）・3年（1846）に石見国浜田外浦、彌八郎持船宝永丸が明治10年（1877）に同地に入津している⁽¹⁶⁾。このように海運での稼ぎも重要であった。

3. 彌八郎の登場

ところで室木家御内仏に収められる法名軸六幅⁽¹⁷⁾は、彌次郎の依頼によって東本願寺23代彰如が授与した。このなかには彌八郎の父助左衛門の法名軸があり、法名撰化で明治3年（1870）3月4日命終とある。また、法名快樂で同11年（1878）8月20日命終とは、裱背押紙に「俗名善左衛門」とあり、近親と考えられるが両者の関係は不明である。

明治4年（1871）彌八郎の高山県下での庄屋就任は、父助左衛門の命終による。さらに同11年（1878）家督相続は善左衛門の命終に関係しているようである。

近代に入るとともに、彌八郎が名実共に当主となり、翌12年（1879）より住宅の建築が始まるのである。

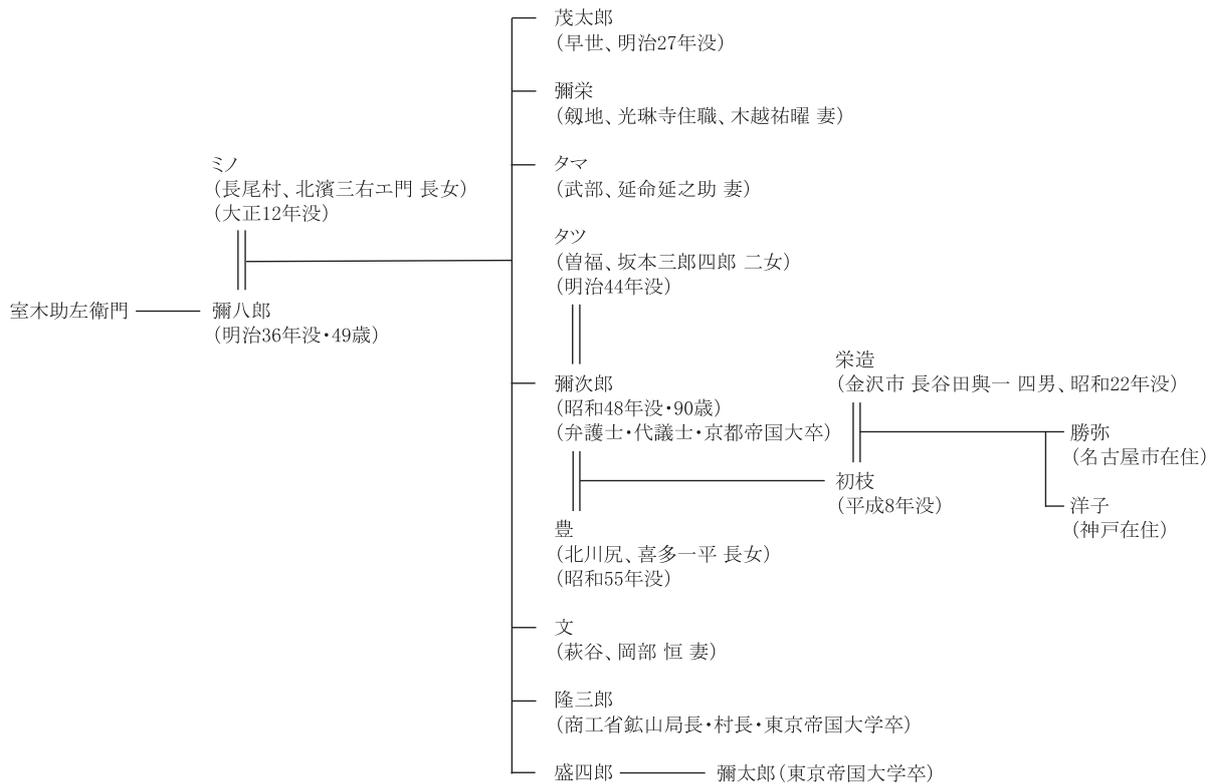


図3-5 近代の室木家略系図

註

- (1) 『石川県中島町史(資料編)』(中島町役場 1966年)第三章第二節十二外室木彌次郎家文書解説
- (2) 室木家文書 弘化2年「従公義空地夫食ニ相成品植付方被仰渡写」(注(1)書)
- (3) 外 下出隆二郎家文書 天明4年「極難澁ニ付御救米願」(『中島町史 資料編下巻』)(中島町役場 1994年)
- (4) 外 下出隆二郎家文書 文化4年「代り庄屋役仰付願」(注(3)書)
- (5)(6)(7) 室木家所蔵
- (8) 「末世目覚草」(注(1)書 中島橋本佐輔家文書)
- (9) 近彌二郎『加能真宗僧英伝』(近八書房 1942年)
- (10) 「本山報告」第96号(真宗大谷派本願寺寺務所文書科 1893年、のち「宗報」等機関紙復刻版4「本山報告(二)」真宗大谷派宗務所出版部 1989年)
- (11) 外 下出隆二郎家文書 天保6年「上島村切高証文」(注(3)書)
- (12) 外 下出隆二郎家文書 安政7年「質入高請返粉義ニ付願」(注(3)書)
- (13) 外 室木彌次郎家文書 慶応2年「御私領懸作高ニ付奉願上候帳」(注(1)書)
- (14) 中島 岩端佐治衛家文書 文政10年「酒造稼御聞届ニ付請書」(注(3)書)
- (15) 注(8)
- (16) 『新修七尾市史9 海運編』(七尾市役所 1999年)
- (17) 室木家所蔵

第3節 能登の近代名望家室木家

1. 室木彌八郎

(1) 明治維新と外村^{そで}

室木家が所在する鹿島郡外村を含む能登天領は、明治2年(1869)の版籍奉還後も、金沢藩(加賀藩は版籍奉還により正式に金沢藩となった)の預所となったが、明治3年(1870)12月、飛騨国旧天領を管轄していた高山県に移管されることになった。高山県は、鳳至郡大町出張所を通して、能登国旧天領を統治した。室木家文書の中にも、明治4年(1871)、室木彌八郎が高山県大町出張所から庄屋に任命された辞令がある。(図3-6)

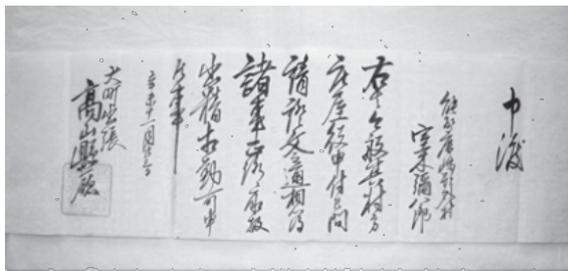


図3-6 外村庄屋申付書

明治4年(1871)7月、廃藩置県が断行された。11月には高山県が廃止され、能登国全域は七尾県の管轄になった。さらに、明治5年9月、七尾県が廃止。七尾県の管轄区域のうち能登国は石川県に編入された。外村の明治初年における管轄は、猫の目のように変遷したが、こうして石川県に所管されることになった⁽¹⁾。

(2) 室木彌八郎年譜

室木彌八郎が、家督を相続したのは、明治11年(1878)のことであった。彌八郎は、前述のごとく、明治4年(1871)に、外村の庄屋に任命されている。嘉永6年(1853)生まれであるので、この時、弱冠18歳であった。彌八郎は造酒屋・こうじ屋を営み、土地の集積も進めた。また、明治26年(1893)には熊木銀行、同29年(1894)には能登銀行の取締役ともなり、実業界でも活躍した。同時に、数々の公職を歴任し、西岸村村議員、鹿島郡会議員、石川県会議員にも選出され、明治35年(1902)には、石川県郡部選挙区(定数5)において、衆議院議員選挙に出馬し、当選を果たした。



写真3-3 室木彌八郎肖像

表3-3 室木彌八郎年譜

(『中島町資料編下巻』より作成)

年(西暦) 月 日	事 項
嘉永 6年 (1853) 3月3日	出生
明治 4年 (1871) 11月23日	鹿島郡外村庄屋
明治 6年 (1873) 12月2日	能登国第16区小1区戸長
明治11年 (1878) 10月31日	家督相続
明治13年 (1880) 3月16日	石川県会議員選挙当選
明治15年 (1882) 3月8日	鹿島郡横見外25ヶ村村会議員
明治17年 (1884) 1月31日	石川県会議員補欠員当選
明治17年 (1884) 4月27日	鹿島郡各村連合義倉会議員
明治17年 (1884) 12月4日	石川県勸業諮問会員
明治18年 (1885) 3月27日	鹿島郡中島村外15ヶ村連合村会議員
明治18年 (1885) 3月27日	鹿島郡第1番学区各村連合村会議員
明治18年 (1885) 9月18日	鹿島郡衛生会委員
明治19年 (1886) 3月1日	鹿島郡中島外28ヶ村連合村会議員
明治19年 (1886) 4月	鹿島郡中島民林区副監督
明治19年 (1886) 6月7日	鹿島郡義倉方委員功勞表彰
明治19年 (1886) 7月9日	鹿島郡中仕法金尽力表彰
明治19年 (1886) 9月10日	鹿島郡中島外28ヶ村臨時連合村会議長
明治19年 (1886) 9月26日	鹿島郡中島村外15ヶ村連合村会議員
明治19年 (1886) 10月1日	鹿島郡外村外4ヶ村連合村会議員
明治19年 (1886) 10月26日	鹿島郡連合町村会議員
明治20年 (1887) 1月31日	鹿島郡中島村外14ヶ村連合村会議員
明治20年 (1887) 4月13日	高等中学校寄付金募集方委嘱
明治20年 (1887) 7月20日	石川県勸業諮問会員
明治20年 (1887) 10月21日	鹿島郡所得稅調査委員
明治20年 (1887) 11月17日	石川県会議員補充選任
明治22年 (1889) 4月16日	鹿島郡徴兵參事立会人
明治22年 (1889) 4月20日	鹿島郡西岸村会二級村会議員
明治25年 (1892) 4月9日	鹿島郡西岸村会一級村会議員
明治26年 (1893) 11月	熊本銀行専務
明治27年 (1894) 7月21日	日本赤十字社石川県委員
明治27年 (1894) 7月28日	鹿島郡会大地主議員
明治27年 (1894) 7月28日	鹿島郡土地改良議員
明治29年 (1896) 9月10日	能登銀行取締役
明治30年 (1897) 6月1日	明治27・28年戦役軍資金献納感謝状
明治31年 (1898) 4月23日	鹿島郡西岸村会一級村会議員
明治31年 (1898) 6月4日	石川地方森林会議員
明治31年 (1898) 7月18日	鹿島郡憲政俱樂部総務
明治31年 (1898) 7月	巴里万国博覧会石川県出品同盟会会員
明治31年 (1898) 12月12日	宝達石灰軌道株式会社取締役
明治32年 (1899) 9月30日	鹿島郡東島村・中乃島村・西島村選挙区郡会議員
明治33年 (1900) 12月4日	七尾港貿易同盟会相談役
明治33年 (1900) 12月	立憲政友会石川支部鹿島郡支部評議員
明治33年 (1900) 12月	立憲政友会石川支部鹿島事務所相談役
明治35年 (1902) 8月19日	石川県郡部選挙区選出衆議院議員当選
明治36年 (1903) 2月8日	死去

(3) 大地主

室木家の土地所有はいくつもの史料で確認できる。まず、明治10年(1877)の「地価帳」(室木家文書)である。これに基づいて、種別ごとに面積・収穫高・地価を一覧表にしたものが、表3-4である。これによれば、外村における所有地は、田地6町7反、畑地約1町、地価総額2,494円余りであった。

表3-4 明治10年室木家の外村所有地
(「明治十年地価帳」より作成)

地目	面積	収穫	地価
田	6町7反	米69石6斗1升	2243.24
畑	9反8畝4歩	麦8石5升9合	126.04
宅地	3反5畝3歩	米3石4斗3号	109.69
藪	7畝7歩	米3斗6升9合	11.89
荒地	1反7畝17歩	米5升1合	1.925
干場	6畝13歩	米3升3合	1.24
畦	1畝3歩	米6合	0.212
合計	8町3反6畝3歩	米73石4斗7升2合	2,494.24

表3-5 明治21年室木家の種目別土地所有
(室木家地券より作成)

地目	面積	地価
田	30町8反9畝26歩	10,834円41銭
畑	2町9反7畝7歩	336円12銭2厘
山林	56町4畝13歩	440円35銭1厘
宅地	5反7畝21歩	176円98銭9厘
池沼・塩浜	4反3畝27歩	4円27銭7厘
塩浜	1畝21歩	1円19銭
秣場	1反5畝29歩	1円80銭3厘
芝草山	9反2畝21歩	4円57銭4厘
荷結び	9歩	4銭
新開施策地	2反9畝2歩	
干場	15歩	7銭
郡村宅地	2畝	5円63銭
藪	8畝14歩	13円86銭
荒地	1畝29歩	
鍬下	8反27歩	
合計	93町2反6畝1歩	11,819円31銭6厘

表3-6 年度別土地集積
(室木家地券より作成)

	各年度取得地価			累積地価		
	円	銭	厘	円	銭	厘
明治13年末	5,118	46	3	5,118	46	3
明治14年末	393	6	3	5,511	52	6
明治15年末	7			5,518	52	6
明治16年末	86	19	1	5,604	71	7
明治17年末	697	23	2	6,301	94	9
明治18年末	692	97	3	6,994	92	2
明治19年末	3,893	17	7	10,888	9	9
明治20年末	663	59	0	11,551	68	9
明治21年末	54	21	0	11,605	89	9
不明	213	41	7	11,819	31	6

室木家には多数の地券が残されている。これらを集計することによっても、室木家の所有地が判明する。それによると、表3-5に示した通り、明治21年(1888)段階の所有地は、地価11,819円31銭6厘、総面積は93町2反6畝1歩、内訳は田30町8反9畝26歩、畑2町9反7畝7歩、山林56町4畝13歩であった。

他の史料からも、明治期の所有地価はおおよそ1万1千円から1万3千円代であったことが分かる。明治27年(1894)の「大地主交名届」(室木家文書)では、所有地価13,627円42銭2厘と記載されている。郡制によれば、地価1万円以上の地主が大地主と認定され、郡会議員の職が与えられることになっていた。

「大地主交名届」はその認定のために、西岸村長瀬森理助が鹿島郡長に提出した史料である。また、明治31年(1898)の「日本全国商工人名録」と大正14年(1925)の「貴族院議員多額納税者議員互選名簿」からも、室木家(当主彌次郎)の所有地価と石川県及び鹿島郡における地位が分かる。前者によれば地価11,375円、石川県34位、鹿島郡7位であった。なお、この時、地価1万円以上の大地主は、石川県内に96人いた。後者によれば、地価11,097円、石川県37位、鹿島郡3位で

あった⁽²⁾。明治19年(1886)の内務省県治調査によれば、地価1万円以上の大地主は、全国で5,403人であった⁽³⁾。

地券からは、室木家における土地集積の状況も確認できる。表3-6である。これによれば山林以外の地券が発行された明治13年(1880)段階で所有地価5,118円46銭3厘であったのが、明治21年(1888)には取得年不明地も含めて2.3倍に増加している。なお、明治14年(1881)の増加分は主に山林に対する地券発行によるものである。明治17年(1884)以降、急速に土地集積を進めていたことが分かる。特に、明治19年(1886)の増加が多い。これは、豊田村の田地5町9反4畝28歩、地価3,254円5銭を取得したのが、大部分を占める。

表3-7 室木家の字別所有地価(明治21年)
(室木家地券より作成)

町村	字	円	銭	厘
西岸村	瀬嵐	51	31	0
	外	2,700	87	6
	田岸	237	80	7
	長浦	35	34	0
	別所	18	66	0
	横見	229	37	0
	西岸村合計	3,273	36	3
豊川村	奥吉田新	123	19	0
	奥吉田	834	91	0
	河崎	117	52	0
	豊田町	83	50	0
	豊田	3,411	71	0
	萩屋	204	55	0
	豊川村合計	4,775	38	0
熊木村	山戸田	1,114	48	0
西島村	須曾	96	94	0
	閩	432	62	2
	半浦	1,430	30	5
	南	518	71	0
	無関	5	93	0
	西島村合計	2,484	50	7
羽咋郡	上島	78	15	6
	河内	93	43	0
	羽咋郡合計	171	58	6
合計	11,819	31	6	

地券からは、室木家が所有していた土地の所在もわかる。表3-7である。旧中島町域の室木家が所在する字外を含む西岸村のみならず、隣接する豊川村に地価4,775円余、熊木村に地価1,114円余の土地を所有していた。さらには西岸村の対岸の能登島西島村にも地価2,484円余の土地を所有していた。このことは、前出の「大地主交名届」から村別に集計した表3-8からも言える。

表3-8 室木家の村別地価(明治27年)

村	地価
鹿島郡西岸村	4,072円89銭8厘
鹿島郡豊川村	6,165円46銭9厘
鹿島郡西島村	1,471円72銭1厘
鹿島郡熊木村	1,917円33銭4厘
合計	13,627円42銭2厘

(「大地主交名届」より作成)

(4) 室木家の営業

室木家は、地主として農業経営のほか、廻船業及び酒造業を営んでおり、金融業にも参画していた。しかし、残念ながらこれらの営業に関する史料は十分でなく、実態は判明しない。

廻船業に関する資料としては、明治5年(1872)「船主・船頭船手勘定和談納得書」がある⁽⁴⁾。この史料は、船主である室木彌八郎の父助左衛門が、船頭(鳳至郡)黒島村五郎兵衛と給銭を巡って紛議になり、大町村庄屋吉村覚右衛門、黒島村浜岡弥三兵衛の仲介により和談、その結果を助左衛門死後、彌八郎らが高山県大町出張所に届け出、承認を受けたものである。この史料には、春一番船が松前に米を輸送したこと、二番船も新潟から米を松前に輸送したこと、秋に三田尻(元山口県防府市)で規則外に塩を積み入れていたこと、明治2年の利潤金が941両であったこと、などが記されている。室木家はいわゆる「北前船」の船主として手広く営業していたことが推測できる。

酒造業については、明治15年（1882）9月付の、郡長が酒造検査係官を派遣する通達書がある⁽⁵⁾。また、大正9年（1920）交付の「内外醸造株式会社株券」（図3-7）があり、室木彌次郎が社長をしていたことが分かる。同社は資本金10万円の株式会社であった。金融業に関しては、室木彌八郎が、明治26年（1893）に熊木銀行専務取締役に出選された（図3-8）。彌八郎は、明治29年（1896）に創業した能登銀行にも取締役⁽⁶⁾に就任した⁽⁶⁾。



図3-7 内外醸造株式会社株券

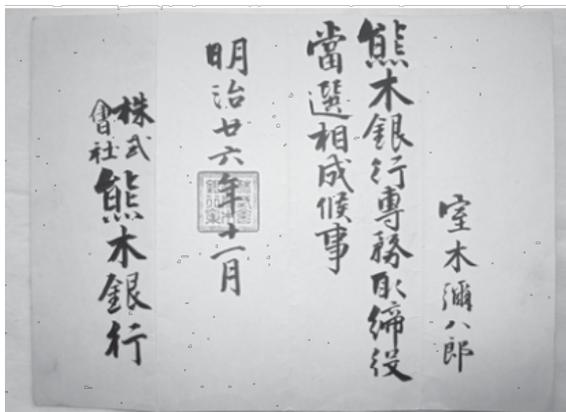


図3-8 熊木銀行専務取締役当選証

室木家は地域産業にも出資していた。室木家文書の中に「開洋社規則」がある。この史料は年不詳で開洋社の実態はわからない。この規則によると同社は捕鯨を営む企業で、資本金を広く募り、社長以下の役員を公選で選出するとされている。士族授産と関係する結社であろうと推測される。室木家は同社に出資したか、出資を依頼されたかであろうと推定される。

明治22、3年（1889、90）ころに設立された「牧養舎」にも、真館貞三らとともに関与していた。「牧養舎」は、鹿島郡庁も肩入れし、県から牛の貸付を受け、また種豚を購入して畜産業を営もうとする企業であった。しかし、経営はうまく進まず、明治23年（1890）には牯^{こうし}二頭を県に返納した⁽⁷⁾。

(5) 地域貢献・社会貢献

近世以来、農村部には、災害や飢饉に備えて金穀を村民から徴収し、また富者から寄付を得てこれを貯蓄する義倉と呼ばれる制度があった。一般にその運営は地域の名望家層に委ねられていた。これについて、室木家には2通の史料が残されている。1通は、明治17（1884）年の鹿島郡連合義倉会議員当選に際しての出会通知状である⁽⁸⁾。今1通は明治23年（1890）の郡長加藤鎖二からの書簡である。この書簡は、鹿島郡義倉について相談したいと室木彌八郎の来庁を求めるものであった⁽⁹⁾。室木も鹿島郡の名望家の一人として義倉に深く関与していたのである。

室木彌八郎は、鹿島郡の公的な機関への寄付も行っている。たとえば、明治14年（1881）には、七尾病院新築に際し20円を寄付した⁽¹⁰⁾（図3-9）。また、同年の七尾警察署新築に際しては、火見槽用の献木を願い出ている⁽¹¹⁾。明治19年（1886）にも郡役所増築に献金を願い出で受納された⁽¹²⁾。

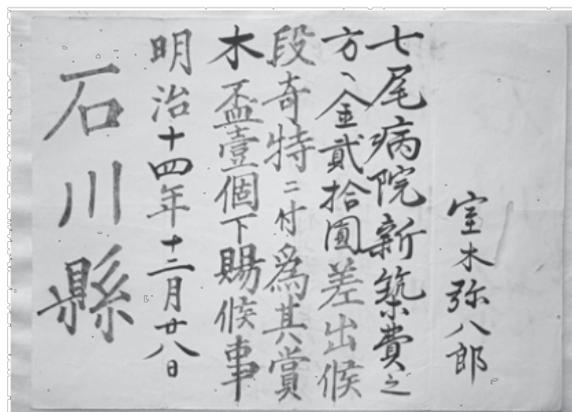


図3-9 七尾病院新築寄付感謝状

さらに尋常中学校設立に対する寄付も求められた。明治28年(1895)、石川県尋常中学校七尾分校が開校した。能登地方における尋常中学校の誘致には地元有志の猛運動があった。それが実ったものである。この時、鹿島郡会は、元高等小学校校舎及び敷地を寄付し、さらに500余円を支出することを決議した。しかし、その額では周囲に巡らせる門柵費が不足した。そこで、室木にその費用の一部の寄付を求めた⁽¹³⁾。なお、同校は1年余りで廃止となるが、明治32年(1899)4月に開校した石川県第三中学校(現石川県立七尾高校)がこれを継承した。

県レベル、全国レベルの寄付要請もあった。室木家には明治19年(1886)の県令岩村高俊発起「高等中学校資本金醸出趣意書」(室木家文書)が残されている。室木は高等中学校設立資金を求められていたことが推定できる。なお、この運動により翌年、金沢に第四高等中学校(のち第四高等学校)が創立された。明治26年(1893)には、帝国議会記念碑建設義捐金も求められている⁽¹⁴⁾。また、明治31年(1898)の第九師団設置に際しては、その祝賀会発起人に加入し寄附金を求める依頼があった⁽¹⁵⁾。

公的なものではないが、明治35年(1902)、大隈重信からも寄付を求める書簡が届いている⁽¹⁶⁾(図3-10)。大隈が創立した東京専門学校(のちの早稲田大学)を大学組織にする際の賛助を求めた書簡である。室木彌八郎は改進黨・憲政党に所属し政治的にも大隈に近いこともあり、要請があったのであろう。

仏教界との関わりも深かった。明治32年(1899)には能登国仏教同盟会委員に委嘱され、明治35年(1902)には本願寺大谷派会計評議員に命ぜられている。明治36年(1903)の彌八郎死去に際しては、本山会計部から遺族宛に丁重な弔辞が送られている。彌八郎は准講頭の地位にもあり、本願寺大谷派教団在家者の中でも重要な役割を果たしていた⁽¹⁷⁾。

彌八郎は明治32年(1899)の新嘗祭供御米及粟献納者にも選ばれた。献納者には、「農業上功労ある県下篤農者の惣代として適當なる者」が選抜されるようになっていた⁽¹⁸⁾。

七尾鉄道の敷設にも、室木彌八郎は関わっている。七尾鉄道は、民営鉄道として明治26年(1893)に加能私設鉄道として申請、明治29年(1896)七尾鉄道会社と改称し、本免許状が下付された。同年着工、明治31年(1898)七尾-津幡(現本津幡)間及び貨物線七尾-矢田新間が開通し、明治33年(1900)には官線北陸線津幡駅と接続された⁽¹⁹⁾。このような中で、明治27年(1894)、室木彌八郎には衆議院議員浅野順平から加能私設鉄道仮免許状下付に際して、委任状を求める書簡が届けられた⁽²⁰⁾。

室木彌八郎は、七尾港の振興にも関わった。七尾港は明治32年(1899)7月の勅令で、外国貿易港に指定された。この勅令の第3条には「各港ニ於テ滿二年毎ノ輸出入貨物ノ価格五万円ニ達セサルトキハ之ヲ閉鎖ス」という規定があった。この規定は七尾港にとってはかなり重い負担であった。これに対して、時の鹿島郡長富田輝象を中心に官民挙げて

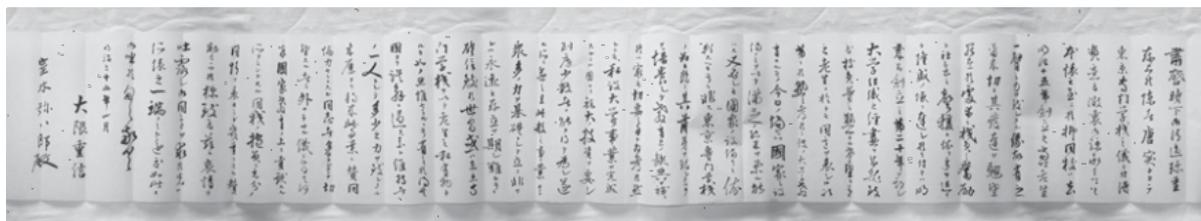


図3-10 大隈重信寄付依頼状

の七尾港振興の動きが展開された。明治32年(1899)8月には、富田輝象が七尾港「活動設備」の「順序方法ヲ商議シ極メテ神速執行セシメンガ為メ」七尾港開港場取調委員を設置した。室木彌八郎はその委員に任じられた⁽²¹⁾。この委員会によって「七尾開港場ニ要スル諸般ノ設備並ニ貿易事業ニ関スル順序方法ヲ商議シ暨実行ヲ幫助スル」ことを目的に七尾開港場貿易事業期成会が発足した。室木家文書には同会の規約が残されている⁽²²⁾。また、七尾港の振興をはかるため、七尾港貿易同盟会も富田輝象を会長として組織された。室木は同会の常議員に選任され、翌33年(1900)には相談役に推薦された⁽²³⁾。この貿易同盟会の尽力もあり、明治34年(1901)には日露沿岸航路(ウラジオ航路)の定期寄港地となった⁽²⁴⁾。なお開港場指定に伴い開催された七尾港開港記念式に際しては、彌八郎は富田郡長から郡会議員の総代として祝辞が依頼され、また、貿易同盟会からも11月の七尾港貿易紀元式では海上安全を司る金刀比羅神社奉告使に委嘱されていた⁽²⁵⁾。

(6) 公職

室木彌八郎は明治4年、高山県大町出張所から鹿島郡外村の庄屋に任命された。大町出張所から任命されたのは、外村が天領に属していたため、版籍奉還後の明治3年(1870)12月、高山県管轄となったからである。大町出張所は現在の鳳至郡穴水町に所在し、能登の高山県管轄区域の出先機関であった。なお、明治4年(1871)の廃藩置県後、能登国全域は七尾県の管轄になり、明治5年(1872)9月七尾県が廃止、能登国は石川県に編入された。

明治6年(1873)12月には、彌八郎は能登国第16区小1区戸長に任命された。(図3-11)この区・小区は、本来、戸籍法に基づく戸籍編製のための戸籍区であった。諸府県ではこの戸籍区を一般行政のための区画とし

て用い、戸籍事務の責任者であった戸長に行政吏としての役割を帯びさせた。このような明治初期の地方行政制度を大区小区制という。大区小区制はめまぐるしく改変され、府県ごとで詳細は異なる。石川県では加賀国が27区、能登国が16区に区画され、外村は能登国第十六区の中の小一区に属した。

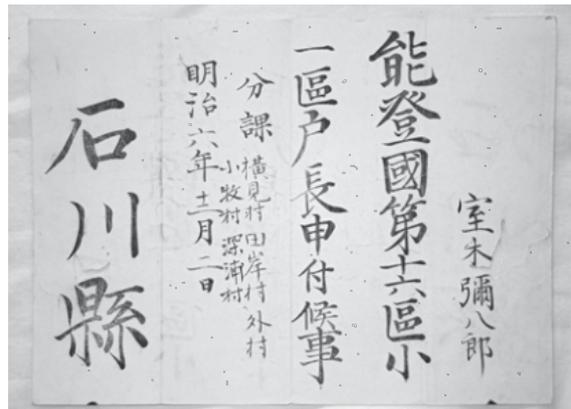


図3-11 能登国第16区小1区戸長申付書

大区小区制においてはその区画が地名ではなく「数」で示されたように、近世以来の村の自治や旧慣を形式上無視しようとするものであった。そして、区・小区を通して戸籍編製のほか地域に明治政府や府県の法令を伝達しようとした。しかし、その管掌者に人を得るためには地域名望家に頼らざるを得なかったのである。そのため、多くの区長・副区長・戸長には近世以来の庄屋・肝煎などの村役人が就任した。外村を含む能登国第十六区小一区でも、庄屋である室木彌八郎が戸長に任命された。

室木家には、79点の布達史料が所蔵されている。彌八郎が戸長在任中の明治6年(1873)・7年(1874)のものである。その内容は、財務・租税、教育、軍事、戸籍、宗教、許認可関係で多岐にわたる。いずれも政府や県の政策・法令を区長・副区長・戸長を介して地域に徹底しようとしたものである。史料中にも「太政官布告・諸省達・県命の布達徹底に付達」というのがある。明治初期の石川県関係の法

令は『石川県史料』に記載されているが、これら室木家所蔵の布達史料は地域レベルでそれを補てんする重要なものである。

このほかの公職としては、室木彌八郎は、年譜で示した通り、鹿島郡各村連合義倉会議員、石川県勸業諮問会員、鹿島郡衛生会員、鹿島郡中島民林副監督員、鹿島郡所得税調査委員、石川地方森林会議員に就任している。

(7) 西岸村政と室木彌八郎

明治17年(1884)、区町村会法改正及び戸長役場管轄区域の拡大という地方制度改革が行われた。これに伴い戸長役場管轄区域ごとに連合村会が設置された。この改革によって室木家の所在する外村は、中島村戸長役場の管轄に属することになった。続いて明治22年(1889)、町村制が実施され、300戸1村を基準に近世以来の町村を合併させ、新たな町村制に基づく町村が誕生した。これにより外村は、横見、田岸、小牧、深浦、長浦、瀬嵐、別所の各村と合併して成立した西岸村に属することとなった。室木彌八郎は、これらの地方制度の変遷の中で、中島村十五ヶ村連合村会議員、および西岸村会議員に選出された。(図3-12)

町村制初期の西岸村会は混乱した。その状況を示す3つの史料群が室木家に所蔵されている。「西岸村吏員選挙会取消一件」、「鹿島郡七尾町外三十ヶ村組合会議西岸村選出議員取消一件」、「西岸村海岸埋立願拒否請願についての弁駁書」(いずれも室木家文書)である。

「西岸村吏員選挙会取消一件」は町村制実施による明治22年(1889)第1回村会についての史料群である。この村会は、町長と助役を選出するものであったが、多数の議員の欠席により何度も流会となった。ようやく6月14日の村会で村長・助役が選出されたが、反対派は、村会議決は無効であるとした。これに対して、彌八郎を中心とする7名は、村会開催手続きの正当性を主張し、反対派の主張の不当を鹿島郡長に訴えた。結局、彌八郎らの主張が郡長において承認されたが、反対派はさらに郡長宛に議決無効を訴願した。

張の不当を鹿島郡長に訴えた。結局、彌八郎らの主張が郡長において承認されたが、反対派はさらに郡長宛に議決無効を訴願した。

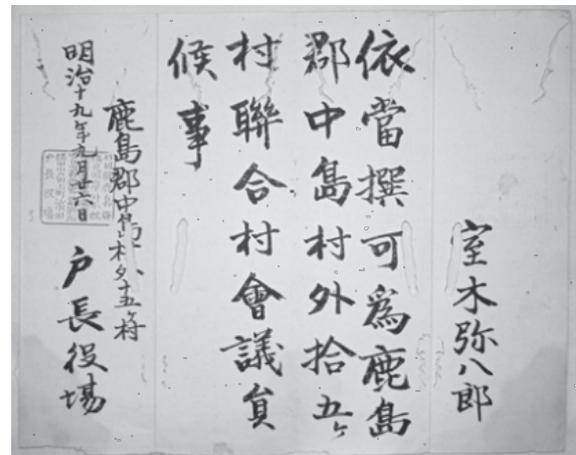


図3-12 中島村外拾五ヶ村連合村会議員当選証

「鹿島郡七尾町外三十ヶ村組合会議西岸村選出議員取消一件」は、明治22年(1889)10月に実施された鹿島郡組合会議員選挙の取り消しをめぐる史料群である。この選挙の取り消し訴願は、西岸村会議員時長弥三郎から、鹿島郡長加藤鎖二、西岸村長瀬森理助、鹿島郡参事会に提出された。しかし、いずれも訴願期間を超えたことを理由に却下された。これに対して、時長弥三郎はこの処分に対する説明を何度も鹿島郡参事会・鹿島郡長に求め、県知事にまで取り消しを訴えた。しかし、いずれも却下された。西湊村・石崎村の訴願書写しも含めて、これらの史料群が室木家に残されていることから、彌八郎もこの問題に深くかかわっていたことが推定される。

「西岸村海岸埋立願拒否請願についての弁駁書」の内容は次のようなものである。明治24年(1891)、西岸村海岸についての二つの埋立願が石川県に提出された。一つは外区から小牧区に及ぶ地先についてのもの、今一つは瀬嵐区地先についてのものであった。いずれも目的は水田耕地造成であった。これに対して、小牧区および瀬嵐区の漁民が埋め立て拒否を県に請願した。その理由は、埋め立て

が船舶碇泊及び漁業の障碍となるということであった。「弁駁書」では、この訴えに対して、埋め立て箇所は船舶の往来すべき場所ではなく、漁業の支障ともならないので、埋め立て拒否の理由は事実と反すると陳べている。

室木家にこれら初期村政の混乱状況をうかがえる史料が残されているのは、彌八郎が村会議員として当事者となったことはもちろん、名望家として地域問題の調整の役割を担ったからであると考えられる。

(8) 室木彌八郎と政党

この初期村政の混乱は、国政における政党間対立につながるものであった。室木彌八郎は、一貫して立憲改進黨系の中心的人物として政治活動した。

町村制による西岸村会発足に際して2通の「盟約書」が室木家に所在する。1通は室木彌八郎ほか前述の時長弥三郎ら5名が署名捺印したもので、「政事上ノ主義ハ加能改進黨ト同フスベシ。西岸村々会ニ於テハ異体同心ヲ以テ運動スベシ」という内容であった⁽²⁶⁾(図3-13)。

今1通は西岸村政に関するものである。「吾々西岸村ハ政治上ニ於テハ一致団結ヲ以テ運動シ、毫モ他村人ノ干渉ヲ受ケサル事」を盟約している。いずれも彌八郎を中心に改進黨として団結し、西岸村政には外部=自由党系の介入を許さないというものであった⁽²⁷⁾。

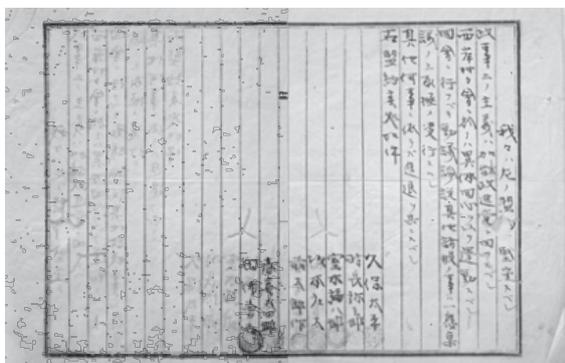


図3-13 改進黨盟約書

このような中、西岸村で自由党系として政治活動していた人々の中にも、改進黨系に移ることを彌八郎に誓約した者もいた。一人は西岸村字小牧の橋本与三郎である。明治22年(1889)10月、「拙者ハ是迄自由党ニ加盟致シ候得共、深ク感スル所有之、自今改進黨主義ヲ保持シ同主義ノ為ニハ身ヲ以テ尽力可致候」という誓約書を提出した⁽²⁸⁾。今一人は、大同派として政治運動をしていた西岸村岩城藤作である。明治24年(1891)4月、室木彌八郎と「主義ヲ同フシ政事上ノ事ハ何事ニ依ラズ相同ジ可申候」という盟約証を提出した⁽²⁹⁾。

改進黨員としての彌八郎の活動は西岸村にとどまるものではなかった。鹿島郡全域でも活動した。彌八郎は鹿島郡改進黨の政党費拠出について意見書を記している⁽³⁰⁾。その内容は、①改進黨を拡張し敵党の滅亡を図る単純な目的に必要な費用ならば党员一同の支弁とする。②県会議員選挙出馬者が鹿島郡改進黨員を運動員として奔走尽力させる費用ならば、出馬者が費用を支弁する。③県会議員選挙出馬者を鹿島郡改進黨員より立候補させる場合は、出馬者および党员が費用を支弁する、というものであった。この史料が提出された時の県会議員選挙(おそらく明治24年(1891))には神野良、真館貞造ほか2名が出馬予定で、神野に200円、真館に100円、ほか2名の出馬予定者に80円、党员一同には60円の支弁を求めた。彌八郎は鹿島郡における改進黨のフィクサー的役割を担っていたのである。

明治27年(1894)1月には、北國新聞社社長赤羽万次郎から「子息死亡愁傷状」(室木家文書)が届いている(図3-14)。彌八郎の長男茂太郎死去に際してのものである。赤羽万次郎は、立憲改進黨にも参加した自由民権ジャーナリストであった。この史料から能登の彌八郎と金沢の赤羽、改進黨系の両者の強い繋がりを伺うことができる。

郡政では、彌八郎は鹿島郡会議員に、明治

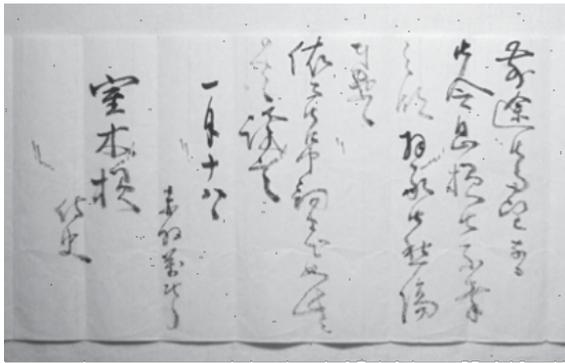


図3-14 室木彌太郎宛赤羽万次郎愁傷状

27年(1894)と明治32年(1899)に選出されている。このうち、明治27年(1894)には、地価一万円以上の大地主として選出された(図3-15)。また、明治32年(1899)は、彌八郎の本拠地西岸村ではなく、能登島の東島村・中の島村・西島村選挙区から選出された。表3-8で示した通り、彌八郎が西島村に地価1500円近くの土地を所有していたからである。

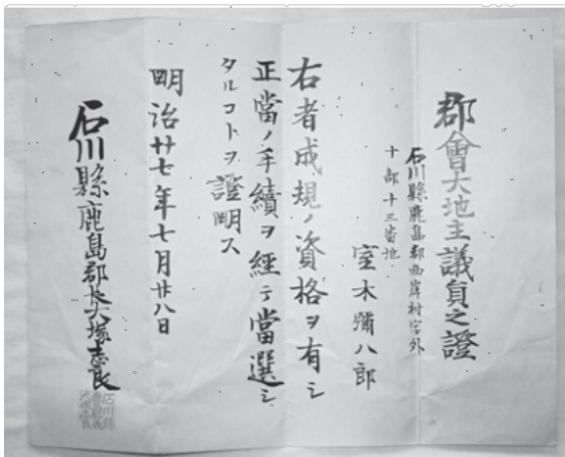


図3-15 郡會大地主議員之証

県政に関しては、明治13年(1880)3月、石川県議員に選出された。府県会規則による第一回の県議員選挙は明治12年4月に実施された。しかし、この時当選した議員中、辞退その他の理由で議員を辞める者が多く、そのため補欠選挙や繰り上げによって議員の補充が行われた。鹿島郡でも中川長吉の辞任に際して、彌八郎が補充議員となった。この

のち、明治20年(1887)11月にも彌八郎は県議員に選出されているが、この時も、中川長吉の辞任による補充であった。

室木彌八郎は、明治33年(1900)の立憲政友会石川県支部の結成にも関わった。その前提として、憲政党の結成と伊藤博文の全国遊説がある。地租増徴問題をめぐって、明治30年(1897)には第二次松方内閣が、明治31年(1898)には第二次伊藤内閣が相次いで倒れた。これを機に自由党と、改進黨の流れをくむ進歩党が合同して成立したのが憲政党である。そして憲政党を与党として日本最初の政党内閣である大隈重信内閣が成立した。これに対応して鹿島郡でも鹿島郡憲政俱樂部が結成された。彌八郎はその総務に就任した。しかし、大隈内閣はわずか4カ月で倒壊、再び山県有朋官僚内閣となった。

この間、伊藤博文は政党結成を模索していた。その準備として展開したのが全国遊説であった。伊藤は明治32年4月の長野市での演説を皮切りに、同年5月(1899)から10月にかけて、大阪-九州-中国-名古屋-北陸に遊説した。地方名望家を結集することにより新政党を組織し、挙国一致体制を作ろうというのが目的であった⁽³¹⁾。

石川県には10月18日に金沢に来遊した。七尾町に来遊したのは同月21日であった。七尾町においても官民をあげて歓迎会を催した。鹿島郡長富田輝象が発起人となり「伊藤侯爵歓迎会規程」を設け、会費1人2円50銭を募り、会員による談話会及び歓迎会を企画したのである⁽³²⁾。彌八郎にも富田郡長から発起人に名を連ねるよう依頼があり、伊藤博文の送迎係が委嘱された⁽³³⁾。(図3-16)

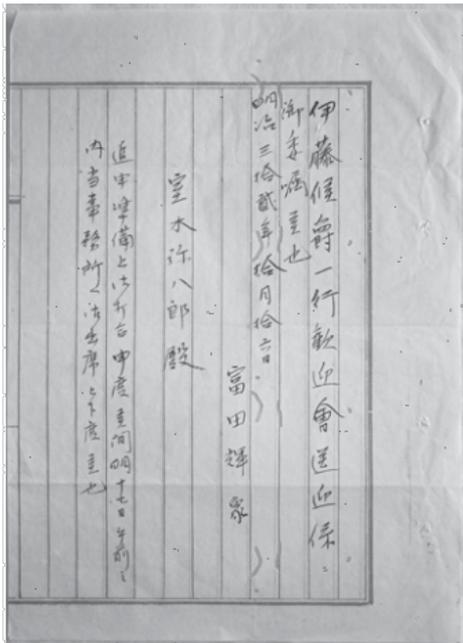


図3-16 伊藤侯爵一行歓迎会送迎係委嘱状

これらを経て、中央では伊藤系官僚と憲政党が合同して、明治33年（1900）9月、立憲政友会が結党式を開催した。加賀八家の本多政以もこの創立委員に名を連ねており、石川県支部は彼を会長として11月に発足した。12月には、彌八郎は石川政友倶楽部発会式に幹事として出席の案内を受けた⁽³⁴⁾。また、鹿島郡事務所相談役にも委嘱された⁽³⁵⁾。

（図3-17）

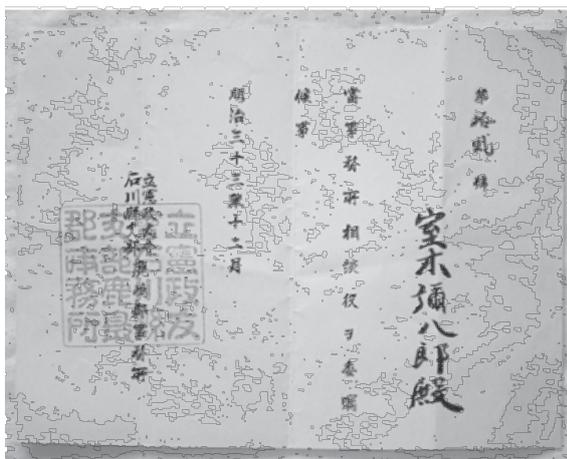


図3-17 立憲政友会鹿島郡事務所相談役委嘱状

彌八郎は、明治35年（1902）8月の第7回衆議院議員選挙で石川県郡部選挙区に立候

補し、当選した。この選挙では、彌八郎は鹿島郡政友会からの推薦を受けることができなかった。推薦を受けたのは神野良であった。この衆議院議員選挙からは改正選挙法により実施され、市部選挙区が独立し、郡部も一選挙区となった。石川県郡部選挙区の定数は5。鹿島郡政友会における候補者選考は混迷した。出馬の意思を示していたのは室木、神野のほか橋本次六であった。7月11日、鹿島郡政友会協議会が招集され予選が実施された。結果は神野が18点で候補者に選ばれ、彌八郎は2点で候補者から漏れた。この結果を『北國新聞』は予期の通りとしている⁽³⁶⁾。室木はこの時、「今日となりては到底初志を翻すの念なきもしばらく予選会の結果を見ん」という態度で臨んだ。彌八郎は、敗北を覚悟で予選会に臨んだのである。ところが彌八郎支持者がこれに猛然と対抗した。七尾町・越路村室木派有志が7月16日に候補者予選会をやり直し、彌八郎を候補者としたのである⁽³⁷⁾。結果、鹿島郡からは政友会推薦の神野と、鹿島郡有志推薦の彌八郎が出馬することとなった⁽³⁸⁾。

選挙戦は激しいものであった。ともに『北國新聞』に特別広告を何度も出している。ここでは神野陣営は、鹿島郡政友協議会公認であることを強調した。下馬評も当初、神野良を有利としていた⁽³⁹⁾。しかし、後半戦に入って、室木側が巻き返した。まず、羽咋郡志賀郷と邑知郷の政友会が彌八郎支持を広告する。続いて羽咋郡の有力者岡部為吉と雄谷助次郎が彌八郎支持を明確にした。その特別広告には「岡部為吉ガ神野良ヲ推薦スルモノト吹聴シ又ハ書簡ヲ以テ報告スル向アルハ断ジテ虚詐ニ御座候」と表明した⁽⁴⁰⁾。神野陣営と室木陣営の激しいつばぜり合いを読み取ることができる。8月10日の『北國新聞』では、「室木派がやや優勢なりというものもあるも同派の選挙運動は尋常ならざる」と報道されている⁽⁴¹⁾。以上の結果、彌八郎は1,519票で5位当選、神野は1,050票で8位落選であった。

本拠地の鹿島郡では彌八郎 870 票、神野 862 票と接戦であったが、羽咋郡では彌八郎が 390 票を集め、鳳至郡で 80 票、河北郡で 47 票を得た。能登全域に人的ネットワークを持つ彌八郎が広く票を集めたことが勝因であったと考えられる。

しかし、彌八郎は国政の場で十分に活躍することができなかった。彌八郎が病苦をおして出席した第 17 議会は、地租増徴継続問題が原因となって 20 日余りで解散。彌八郎にとってはこれが唯一の国会出席であった。明治 36 年（1903）3 月実施の第 8 回衆議院議員選挙には政友会から推薦を受けたが、彌八郎は病気を理由に固辞した。そして 2 月 8 日帰らぬ人となった。鹿島郡政友会有志は、それ

に先立つ 1 月 25 日、決議をもって彌八郎に感謝状を謹呈した⁽⁴²⁾。

彌八郎は自ら積極的に県政や国政の場に出ようとする野心家ではなかったと考える。いずれも彼の人望のゆえに、周りから推されての出馬であったのであろう。

(9) 室木彌次郎の政治活動

明治 36 年（1903）に彌八郎を継いだ次男彌次郎は、京都帝国大学法科大学を卒業し、大阪地方裁判所判事を経て大阪で弁護士活動をしていた。彌八郎は子息たちに高学歴を付けさせた。長男茂太郎は若くして亡くなったが、三男隆三郎は東京帝国大学を卒業し、商工省鉱山局長になった。

2. 室木彌次郎

(1) 年譜

表 3-9 室木彌次郎年譜（『中島町資料編下巻』より作成）

年（西暦） 月 日	事 項
明治15年（1882）10月16日	鹿島郡外村に生まれる
明治36年（1903）2月17日	家督相続
明治38年（1905）7月11日	京都帝国大学法科大学卒業
明治40年（1907）4月16日	判事に任じられ高等官七等に叙せられる。大阪地方裁判所勤務
明治40年（1907）8月2日	大阪地方裁判所判事
大正元年（1912）8月30日	正七位に叙せられる
大正 2年（1913）2月4日	羽咋郡北大海村北川尻喜多豊と結婚
大正 2年（1913）2月24日	大阪地方裁判所検事局弁護士名簿に登録
大正 4年（1915）4月4日	石川県郡部選挙区衆議院議員に当選
大正 4年（1915）11月10日	大正大礼記念章授与
大正 5年（1916）4月1日	勲四等瑞宝章授与
大正11年（1922）1月19日	石川県第四選挙区衆議院議員補欠選挙落選
大正13年（1924）5月10日	石川県第四選挙区衆議院議員選挙当選
昭和 3年（1928）11月16日	昭和大礼記念章授与
昭和 5年（1930）3月10日	石川県地方森林会議員
昭和 5年（1930）4月8日	金沢地方裁判所検事局弁護士名簿に登録
昭和 6年（1931）4月21日	鹿島郡農会特別議員
昭和 6年（1931）5月1日	帝都復興記念章授与
昭和14年（1939）12月1日	司法保護委員
昭和15年（1940）11月10日	紀元二六〇〇年祝典記念章授与
昭和48年（1973）10月30日	鹿島郡中島町字外で死去

室木家の大正期における経済的地位を示す史料が、金沢電気軌道株式会社創立に対する創立委員長本多政以男爵から室木彌次郎への出資依頼状である⁽⁴³⁾。金沢の建設費は広島・岡山の市街鉄道の建設費より低額が見込まれ、石川県・金沢市からの補助金もあり、金沢電気軌道株式会社の前途は洋々たるものがあるので、投資の目的物としては最も安全有利のものと確信され、多少にかかわらず株式を引き受けてほしい、という内容のものである。株式募集のために本多が大阪ホテルに赴いたおりに、彌次郎を招いている。ただし、この時は、別用があって彌次郎は本多に会っていない。

彌次郎は、大正4年(1915)に石川県郡部選挙区において立憲同志会から衆議院議員選挙に出馬し、初当選した。立憲同志会は、桂太郎が政友会に対抗する政治勢力の結集を企図し、桂死後、加藤高明を総裁として発足した政党である。大正3年の第二次大隈内閣発足に際しては与党となった。大正4年衆議院議員選挙はその大隈内閣のもとで行われたものであった。大隈人気により同志会の勝利、政友会の敗北となった。

この選挙に臨む彌次郎の立候補宣言文が残されている⁽⁴⁴⁾。そこでは、憲政における政党の必要性を説くとともに、政友会を「国家民人ヲ基礎トシテ政策ノ可否ヲ論断セザル政党」とし、「立憲治下ニ於ケル真ノ政党」ではなく、「国政ヲ紊ス土匪ト云ハザルベカラズ」と激しく批判した。一方で同志会を「予ガ理想的政党ナルヲ信ズ」とし、大隈内閣与党として「宇内ノ形勢ニ鑑ミ、世界ノ大勢ニ順応シテ建テタル政策ニ全然賛成スル」と断言している。

また、宣言文には「予ガ終生ノ使命、最終ノ目的ヲ果ス」と出馬への意気込みを明らかにしているが、同時に「故山ニ在ル日^{すく}尠ク、郷党先輩同志ノ期待ニ背クコト多キニモ^{かかわらず}不拘、幸ニ其ノ推挙ヲ得」と、故郷の先輩同志に対

する謝辞を述べている。「先輩同志ト共ニ一身ヲ政治ニ委シ」とも述べている。33歳と年若き彌次郎が、名望家の家柄ゆえに地元の後援者に推されて出馬したものと考えられる。なお、当選に際して大隈伯後援会からも祝い状が届いている⁽⁴⁵⁾。(図3-18)

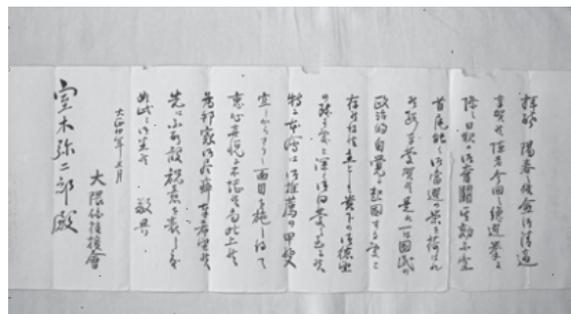


図3-18 大隈伯後援会当選祝状

能登における同志会の組織化に対しても、彌次郎は奔走した。同志会は、大正4年(1915)4月の衆議院議員選挙、9月の県会議員選挙に備えて、1月には能美郡に、2月には羽咋郡・鹿島郡に支部を発足させ、7月には石川県支部を結成した。彌次郎は、この中で鹿島郡同志会長となった。しかし、奥能登の同志会の組織化は遅れていた。それを石川県支部が彌次郎に依頼する書簡が残されている⁽⁴⁶⁾。また、彌次郎は、鹿島郡同志会長として、大正4年(1915)の県会議員選挙に対して、同志会の候補銓衡委員会も開催した⁽⁴⁷⁾。

立憲同志会中央では彌次郎は政務調査会員となっている⁽⁴⁸⁾。立憲同志会は、大正5年(1916)、大隈内閣総辞職、寺内正毅内閣発足を機に、中正会及び公友倶楽部の一部と合同して憲政会となった。そしてこれ以降、憲政会は野党の立場をとる。彌次郎は引き続き憲政会でも政務調査会員に就任し、評議員会議員にもなった⁽⁴⁹⁾。

一方、衆議院議員の地位に彌次郎は固執していなかった。大正4年の石川県の衆議院選挙には、無効訴訟が起こった。これに対して、

大阪控訴院は選挙無効の判決を出し、そのやり直し選挙が大正5年（1916）12月に行われたが、彌次郎は出馬しなかった。

彌次郎が再出馬したのは、米田穰（政友会）代議士の死去に伴う大正11年（1922）の衆議院議員補欠選挙であった。大正8年（1919）の選挙法改正から小選挙区制となり、彌次郎は石川県第四選挙区（河北・羽咋・鹿島郡）に憲政会から出馬した。結果は、政友会の米原於菟男と激しく争い、彌次郎の敗北であった。この選挙については、『石川県議会史』に次のように記されている。「この選挙は単に彌次郎と米原の争いではなく、前年11月4日の原首相の暗殺により弱体化の危機にある政友会と普選確立の旗印の下に政友会打倒を期する憲政会の決戦であった。他方、前年6月1日に就任した沢田牛麿知事にとっては、前年暮の金沢市会議員選挙における政友会敗北の汚名をそそぐ必要があった。これに対し、立憲青年党は選挙干渉及び買収防止のため、河北、鹿島および羽咋の三郡に赴き、政友会および当局の動向を監視した。」

立憲青年党とは石川県立憲青年党のことで、憲政会とともに石川県の普通選挙運動の先頭に立った政党であった。当初、金沢中心の政党であったが、大正11年（1922）の補選後、全県に拡大した。羽咋郡には、富来郷立憲青年党、邑知郷立憲青年党、羽咋郡立憲青年党が次々に結成された。そのうち、富来郷立憲青年党幹部は、彌次郎落選に対する悔しさを述べる書簡を彌次郎宛に送っている。そして彌次郎の「回復戦」のため「死を覚悟してあらゆる敵と闘ふ」決意を表明し、富来郷立憲青年党結成の要因の一つも彌次郎の「回復戦」のためであると述べている⁽⁵⁰⁾。

この補選は、彌次郎陣営は組織的に戦った。その証拠が「運動員名簿 室木彌次郎選挙事務所」である。（室木家所蔵 図3-19）

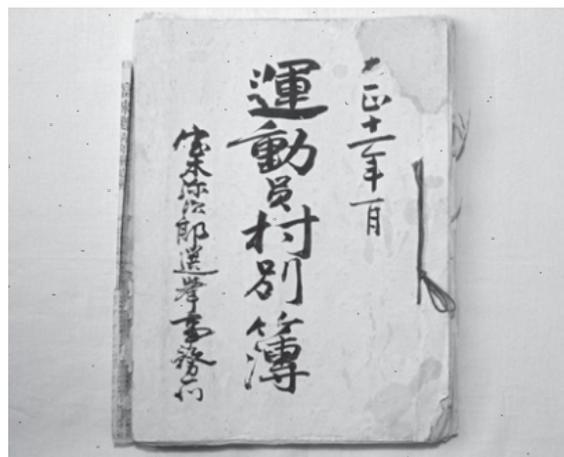


図3-19 大正11年衆議院補欠選挙室木彌次郎運動員村別簿

これによれば、羽咋郡・鹿島郡の室木派運動員の人名が村ごとに記されており、その総数は400人を超えた。

彌次郎落選に際しても、次回選挙において必ず当選を期するという申合書が、富来郷、第四選挙区（河北郡・羽咋郡・鹿島郡）、金沢市十日会で纏められた。また、次期選挙に向けての村単位の運動員名簿も提出された。このことは、彌次郎を積極的に支持する勢力が第四選挙区内外に広範に存在していたことを物語っている。

その結果、大正13年衆議院議員選挙で、彌次郎は返り咲きを果たすことができた。この選挙では第四選挙区においては、先の申し合わせ通り憲政会は候補者を彌次郎に一本化した。政友会からは青山憲三が出馬。結局、定数2人のため無風選挙となった。なおこの選挙は第二次憲政擁護運動の中で実施され、全国レベルでは憲政会・政友会・革新倶楽部からなる護憲三派が大勝した。その結果、加藤高明護憲三派内閣が誕生し、五・一五事件で犬養毅首相が暗殺されるまで、「憲政の常道」と呼ばれる戦前の政党内閣が続いた。大正14年には普通選挙法が成立し、昭和3年（1928）に日本最初の普選による衆議院議員選挙が実施された。ただし、彌次郎はこの選挙には出馬しなかった。彌次郎は、この後、弁護士活動に専念した。

なお、彌次郎は憲政会が政友本党と合同して結成された立憲民政党との関係は断っていない。民政党石川県支部に党費として50円を納入した史料が残されている⁽⁵¹⁾。また、昭和5年の民政党の浜口雄幸首相遭難事件に際しては見舞いを送った。その礼状が彌次郎のもとに送られている。(図3-20)

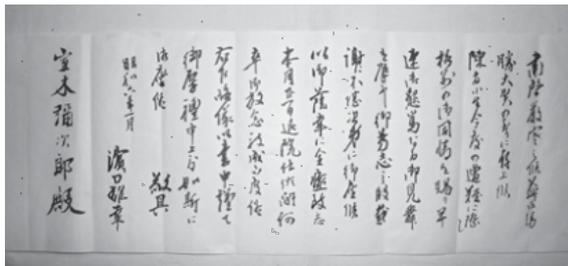


図3-20 浜口雄幸首相への見舞状

3. おわりに

近世以来の村役人の家柄であった室木家は、明治10年代後半、急速に所有地を拡大し、能登有数の大地主となった。また、廻船業、酒造業のほか金融などにも出資した。彌八郎は様々な公職に就くとともに、七尾線敷設や七尾港の振興など地域貢献にも尽力した。政治的には、西岸村においては改進黨系で村をまとめ上げ、鹿島郡においては改進黨のフィクサー的役割を担った。また、伊藤博文来遊を契機に政友会の結成に参画、晩年には衆議院議員となった。一方、その後を継いだ彌次郎は、大阪で弁護士業を営んだが、同時に能登の同志会・憲政会の中心人物として見込まれ、衆議院議員に2度当選した。彌八郎においても彌次郎においても、その興望がゆえに、周囲から熱烈に推され、その熱心な運動によって当選を果たしたのである。これらの活動を考察すると、彌八郎・彌次郎は能登におけるまさしく「名望家」であったと言えよう⁽⁵²⁾。

註

- (1) 明治初年の能登旧天領の管轄区域の変遷は『羽咋市史通史編』(2008年 羽咋市史編さん委員会)を参照
- (2) 橋本哲哉『近代石川県地域の研究』(金沢大学経済学部研究叢書1 金沢大学経済学部 1986年)
- (3) 中村正則「天皇制国家と地方支配」(『講座日本歴史』8近代2 東京大学出版社 1985年)
- (4) 「船主・船頭船手勘定和談納得書」(1872年1月 室木家文書 1994年 『中島町史資料編下巻』879ページ 所収中島町史編纂委員会)
- (5) 「酒造検査の件通達」(1882年9月29日 室木家文書)
- (6) 「能登銀行取締役当選証」(1896年9月10日付 室木家文書)
- (7) 「牧養舎の件 鹿島郡書記書簡」(室木家文書 「牧養舎より返納の犢二頭処分の件 石川県内務部第二課長書簡」(1890年11月11日 室木家文書)
- (8) 「鹿島郡各村連合義倉会出会通知」(1884年4月27日 室木家文書)
- (9) 「鹿島郡義倉の件」(1890年2月17日 室木家文書)
- (10) 「七尾病院新築費寄付二付賞状」(1881年12月28日 室木家文書)
- (11) 「七尾警察署新築二付献木願」(1881年12月 室木家文書)
- (12) 「鹿島郡役所増築費献金願」(1886年8月19日 室木家文書)
- (13) 「尋常中学校設置の件」(1895年3月30日 室木家文書)
- (14) 「帝国議会記念碑建設義捐金募集案内」(1893年11月 室木家文書)
- (15) 「第九師団設置祝賀会加入依頼状」(1899年1月6日 室木家文書)
- (16) 「室木彌八郎宛大隈重信書簡」(1902年4月 室木家文書)
- (17) 「能登国仏教同盟会委員委嘱状」(1899年11月12日 室木家文書)、「会計評議員辞令」(1902

- 年5月10日 室木家文書)、「室木彌八郎死去弔辞」(1903年2月24日 室木家文書)
- (18)「明治三十二年新嘗祭供御米粟献納者決定通知」(1898年9月6日 室木家文書)
- (19)五味武臣「石川県における鉄道を中心とした交通網の形成過程(明治期)」(1986年 金沢大学教育学部紀要 人文科学社会科学編第35号)
- (20)「七尾・津幡間加能私設鉄道発起の件」(1894年5月29日 室木家文書)
- (21)「七尾開港場取調委員委嘱」(1899年8月5日 室木家文書 『新修七尾市史9海運編』 七尾市史編さん専門委員会)
- (22)「七尾開港場貿易事業期成会」(1899年8月 室木家文書 前出『新修七尾市史9海運編』)
- (23)「七尾港貿易同盟会」(1899年8月23日 室木家文書 前出『新修七尾市史9海運編』)、「七尾港貿易同盟会相談役推薦通知」1900年12月4日 室木家文書)
- (24)『新修七尾市史通史編Ⅲ近現代』(2013年 七尾市史編さん専門委員会)
- (25)「七尾開港ニ付貿易記念式の鹿島郡会議員総代祝辞依頼」(1899年7月3日 室木家文書)、「七尾港貿易記念式挙行ニ付金比羅神社奉告使依頼状」(1899年10月31日 室木家文書)
- (26)「西岸村会改進黨系議員盟約書」(前掲『中島町史資料編下巻』605ページ)
- (27)「西岸村盟約書」(同上606ページ)
- (28)「誓約書」(1889年10月 室木家文書)
- (29)「盟約証」(1891年4月7日 室木家文書)
- (30)「政党費拠出金ノ義ニ付自分一己ノ意見」(年未詳 室木家文書)
- (31)山本四郎『日本政党史(上)』(教育社歴史新書 132 1979年)
- (32)「伊藤侯爵歓迎会勧誘状」(1899年8月23日 室木家文書)
- (33)「伊藤侯爵歓迎会送迎係委嘱状」(1899年10月16日 室木家文書)
- (34)「政友倶楽部発会式案内」(1900年12月11日 室木家文書)
- (35)「立憲政友会石川県支部鹿島郡事務所相談役委嘱状」(1900年12月 室木家文書)
- (36)『北國新聞』明治35年7月13日付
- (37)『北國新聞』明治35年7月19日付
- (38)明治35年衆議院選挙については、『中島町史通史編』(1996年中島町史編纂委員会)および『新修七尾市史9近現代編』(2010年七尾市史編纂専門委員会)第2章概説では、憲政本党からの出馬としているが、鹿島郡政友会の推薦を受けられず、鹿島郡有志の推薦で出馬したことが事実である。
- (39)『北國新聞』明治35年7月28日付
- (40)『北國新聞』明治35年8月8日付
- (41)『北國新聞』明治35年8月10日付
- (42)「室木彌八郎前代議士へ感謝状」(1994年 前掲『中島町史資料編下巻』595ページ)
- (43)「金沢電気軌道株式会社出資依頼」(1914年6月3日 室木家文書 前掲『新修七尾市史近現代編』76ページ)
- (44)「室木彌次郎立候補宣言」(1915年 室木家文書 前掲『中島町史資料編下巻』596ページ)
- (45)「大隈後援会当選祝状」(1915年3日 室木家文書 前掲『新修七尾市史近現代編』77ページ)
- (46)「立憲同志会奥能組織に関する書簡」(1915年7月27日 室木家文書 前掲『新修七尾市史近現代編』76ページ)
- (47)「鹿島郡同志会県会議員候補選考委員会通知」(室木家文書 前掲『中島町史資料編下巻』599ページ)
- (48)「立憲同志会政務調査会員指名に関する書簡」(1915年5月18日 室木家文書 前掲『新修七尾市史近現代編』77ページ)
- (49)「憲政会政務調査総会・評議員会議員総会連合会案内」(1916年11月6日 室木家文書 前掲『新修七尾市史近現代編』78ページ)
- (50)「室木彌次郎宛富来郷立憲青年党幹部書簡」(1922年1月 室木家文書 前掲『新修七尾市史近現代編』79ページ)
- (51)「立憲民政党石川県支部党費受領書」(1932年

6月22日 室木家文書)

- (52) 日本の名望家像については、安在邦夫「自由民権期における地方名望家の存在形態」(鹿野正直・由井正臣『近代日本の統合と抵抗 1』日本評論社 1982年)、石川一三夫『近代日本の名望家と自治－名誉職制度の法社会史的研究－』(木鐸社 1989年)、筒井正夫「近代国家成立期における「名望家層」の役割 近代日本における名望家支配」(『歴史学研究』593 1989年)、山中永之佑『近代日本の地方制度と名望家』(弘文堂 1990年)。高久嶺ノ介『近代日本の地域社会と名望家』(柏書房 1997年)、住友陽文「公民・名誉職概念と行政村の構造－明治後期日本の一地域を事例に－」(『歴史学研究』713 1998年)、丑木幸男『地方名望家の成長』(柏書房 2000年)、飯塚一幸『明治期の地方制度と名望家』(吉川弘文館 2017年)。